

第 207 回杉並区都市計画審議会
令和 6 年 7 月 1 日
都市整備部都市企画担当

議案 1

東京都市計画道路幹線街路補助線街路 第 7 6 号線の変更について

(東京都決定)

杉 並 区

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第76号線

2 理由

幹線街路補助線街路第76号線（以下「補助第76号線」と言う。）、文京区音羽一丁目を起点とし、練馬区関町北四丁目に至る延長約15.2キロメートルの路線である。

補助第76号線のうち、新宿区西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、に位置する3箇所の交差点については、交差点付近の単路部は既に整備が完了しているが、交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定されており、社会的経済状況の変化等を踏まえて、適時適切な都市計画の見直しが必要なことから、当該3箇所の交差点の隅切りについて、現在の都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）（以下「道路構造条例」という。）等を踏まえて検証を行った。

その結果、道路構造条例等に定める標準隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道へ合わせる計画の変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、補助第76号線のうち、当該3箇所の交差点における隅切りの一部区域等を変更するとともに、全線で車線の数を2車線及び4車線に決定する。

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第76号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	補76	補助線街路第76号線	文京区音羽一丁目	練馬区関町北四丁目	豊島区目白一丁目 新宿区下落合三丁目	約15,290m	地表式	2車線	15m	東日本旅客鉄道山手線、東日本旅客鉄道赤羽線と立体交差 自動車専用道路と立体交差3箇所 幹線街路環状第4号線と立体交差 幹線街路環状第5号線の1と立体交差 幹線街路補助線街路第171号線と立体交差 幹線街路環状第7号線と立体交差 幹線街路環状第8号線と立体交差 幹線街路と平面交差15箇所
	車線の数の内訳		4車線			約3,170m				
			2車線			約12,120m				
	その他									

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：必要な隅切り長を満たしていることが確認されたことから、一部区域等を変更する。

変更概要

名称	変更事項
補助線街路第76号線	1 延長の変更 延長約15,240m → 約15,290m
	2 一部区域の変更 新宿区西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、江古田四丁目及び沼袋二丁目各地内
	3 車線数の決定 2車線（一部、4車線）